

田原市指定ごみ袋取扱店に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、田原市廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成6年田原町条例第12号。以下「条例」という。）第15条の2に規定する市長が指定するごみ袋（以下「指定袋」という。）を取り扱う田原市指定ごみ袋取扱店（以下「取扱店」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(取扱業務の委託)

第2条 市長は、指定袋の取扱いに関する業務（以下「取扱業務」という。）を地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第158条第1項の規定により、指定する取扱店に委託するものとする。

(取扱業務の内容)

第3条 取扱業務の内容は、条例第24条の2第1項に規定する手数料（以下「ごみ処理手数料」という。）の徴収及び納付並びに指定袋の交付及び在庫管理とする。

(取扱店の条件)

第4条 取扱店の指定を受けることができる者は、小売業その他営利事業を営んでいる者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に店舗を有すること。
- (2) 指定袋を取り扱うために必要な資力及び信用を有すること。
- (3) 市税を滞納していないこと。

2 市長は、前項に定めるもののほか、同項第1号の規定にかかわらず、市民の利便性を考慮し、市外の店舗を取扱店として指定することができる。

(取扱店の申請)

第5条 取扱店の指定を受けようとする者は、田原市指定ごみ袋取扱店申請書（様式第1号）に次に定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 店舗又は事務所の位置図
- (2) 誓約書（様式第2号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

(取扱店の指定等)

第6条 市長は、前条の規定により申請があったときは、内容を審査し、適当と認められた者を取扱店に指定する。

2 市長は、前項に規定する指定をしたときは、田原市指定ごみ袋取扱店指定通知書（様式第3号）により取扱店に通知するとともに、令第158条第2項の規定により、その旨を告示し、広報紙等に掲載して公表するものとする。

3 前項の規定により指定の通知を受けた取扱店は、速やかに指定ごみ袋取扱業務委託契約を市長と締結しなければならない。

4 取扱店は、市長が交付する田原市指定ごみ袋取扱店指定証（様式第4号）を店頭の見やすい場所に掲げ、店舗又は事務所内の指定袋を置く場所にごみ処理手数料を表示しなければならない。

5 市長は、第1項の規定により指定をしなかったときは、田原市指定ごみ袋取扱店不指定通知書（様式第5号）により申請者に通知する。

（指定の変更）

第7条 取扱店は、第5条に規定する申請書の記載内容を変更しようとするときは、田原市指定ごみ袋取扱店変更届（様式第6号）により、あらかじめ市長に届け出なければならない。

（指定袋の取扱い）

第8条 取扱店は、一般の需要を満たすのに足りる数量の指定袋を常備し、適正に在庫を管理するものとする。

2 取扱店は、指定袋の交付を受けようとする者からごみ処理手数料を徴収し、指定袋を交付するものとする。

3 取扱店は、条例別表第1に掲げる全ての指定袋を取り扱わなければならない。

4 取扱店は、指定袋を景品、サービス品等として利用し、又は指定袋の値下げを行ってはならない。

5 取扱店は、市又は市が指定する卸売業者（以下「卸売業者等」という。）から指定袋の引渡しを受けようとするときは、卸売業者等に必要枚数を発注するものとする。

6 取扱店は、指定袋の引渡しを受けるときは、数量その他の必要な事項を記載した受領書を卸売業者等に提出するものとする。

7 取扱店は、卸売業者等から指定袋の引渡しを受けたときに交付される引渡書を5年間保管するものとする。

（請求）

第9条 市長は、前条第6項の規定により提出された受領書に基づき、取扱店に対して前月の引渡し枚数に相当するごみ処理手数料の納入を納入通知書により請求するものとする。

（ごみ処理手数料の納入）

第10条 取扱店は、前条の規定により市長から請求を受けたときは、ごみ処理手数料を納入通知書に記載された期日までに、納入しなければならない。

（販売手数料）

第11条 市長は、前条の規定により、ごみ処理手数料が納入されたときは、別表に規定する販売手数料の額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額を取扱店に支払うものとする。

（繰替払）

第12条 前2条の規定にかかわらず、前条の販売手数料の支払については、令第164条の規定により、第10条のごみ処理手数料を繰り替えて使用することができる。

（調査等）

第13条 市長は、取扱店に対して、指定袋の取扱方法その他の事項に関し必要があると認めるときは、調査を行うとともに改善を指示し、又は報告を求めることができる。

(発注の停止)

第14条 市長は、取扱店がごみ処理手数料を指定期日までに納入しない場合又は前条の規定により提出を求められた報告を行わない場合には、指定袋の発注を停止するものとする。

2 市長は、前項の規定により、発注停止の決定をしたときは、田原市指定ごみ袋取扱店停止通知書(様式第7号)により、当該取扱店及び市が指定する卸売業者に通知するものとする。

(取扱店の廃止)

第15条 取扱店は、取扱店の指定を廃止しようとするときは、廃止する日の1月前までに田原市指定ごみ袋取扱店廃止届(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(取扱店の取消し)

第16条 市長は、取扱店が次の各号のいずれかに該当するときは、田原市指定ごみ袋取扱店指定取消通知書(様式9号)により、当該取扱店の指定を取り消すことができる。

- (1) 指定袋の取扱いに必要な資力及び信用を失ったとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。
- (3) その他取扱店として市長が不適切と認めたとき。

(返納等)

第17条 取扱店は、前2条の規定に該当するに至ったときは、その保有する指定袋を市長に返還しなければならない。

2 市長は、前項の規定により指定袋の返還を受けたときは、当該返還を受けた指定袋のうち既に納入されたごみ処理手数料に相当する額を取扱店に還付し、既に支払った販売手数料に相当する額の納入を受けるものとする。この場合において、第12条の規定により繰替払を行ったときは、当該返還を受けた指定袋のうち既に納入されたごみ処理手数料から相当分の販売手数料を差し引いた額に相当する額を取扱店に還付することができる。

(財務規則の適用)

第18条 この要綱に定めるもののほか、指定袋に関する会計事務については、田原市財務規則(昭和41年田原町規則第1号)に定めるところによる。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に改正前の田原市指定ごみ袋取扱店に関する要綱の規定に基づき作成されている様式用の紙は、改正後の田原市指定ごみ袋取扱店に関する要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年7月24日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に改正前の田原市指定ごみ袋取扱店に関する要綱の規定に基づき作成されている様式用の紙は、改正後の田原市指定ごみ袋取扱店に関する要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

別表（第11条関係）

販売手数料

指定袋45リットル用10枚につき	20.88円
指定袋30リットル用10枚につき	13.92円
指定袋20リットル用10枚につき	9.28円
指定袋10リットル用10枚につき	4.64円

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

田原市長 殿

申請者
住 所
事業所名
代表者名

田原市指定ごみ袋取扱店申請書

田原市指定ごみ袋取扱店の指定を受けたいので、田原市指定ごみ袋取扱店に関する要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。なお、申請にかかる審査のため、田原市の市税等の納付状況を確認することに同意します。

店 舗 名	
業 種	
所 在 地	(〒 —) 電 話 — — F A X — — メー ル @
販 売 責 任 者	

添付書類

- 1 店舗又は事務所の位置図
- 2 誓約書（様式第2号）
- 3 取扱店一覧表（必要な場合のみ） ※チェーン店等で同一申請者が複数店舗を一度に申請する場合

指定番号	年	月	連番

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、市が必要な場合には、警察に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が、田原市と行う他の契約における確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員が役員となっている事業者
 - (4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - (5) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - (6) 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者
 - (7) 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - (8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 1の(1)から(8)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

年 月 日

田原市長 殿

[法人、団体にあつては所在地]

住 所

[法人、団体にあつては名称及び代表者名]

氏 名

※市では、田原市暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。

年 月 日

様

田原市長

田原市指定ごみ袋取扱店指定通知書

田原市指定ごみ袋取扱店に関する要綱第6条第1項の規定により、次の店舗を田原市指定ごみ袋取扱店に指定します。

指 定 番 号	
店 舗 名	
所 在 地	
販 売 責 任 者	

(注意事項)

- 1 申請書に記載された個人情報については、指定袋の取扱業務に関する連絡、取引金融機関への連絡等に使用します。なお、申請書の記載内容に基づき指定袋の取扱店であることを田原市ホームページ等で公表します。
- 2 取扱店としての業務にあたるため、田原市指定ごみ袋取扱店に関する要綱第6条第3項の規定により、指定ごみ袋取扱業務委託契約を市長と締結します。
- 3 取扱店としての要件を欠いた場合及び不正等があった場合には、指定を取り消されても異議のないものとします。

田原市指定ごみ袋取扱店指定証

様

指 定 番 号

店 舗 名

店舗所在地

田原市指定ごみ袋取扱店に関する要綱第6条第1項の規定により、田原市指定ごみ袋取扱店に指定したことを証します。

年 月 日

田原市長

印

様式第5号（第6条関係）

年 月 日

様

田原市長

田原市指定ごみ袋取扱店不指定通知書

田原市指定ごみ袋取扱店に関する要綱第6条第5項の規定により、次のとおり指定しないこととしたので通知します。

不指定となった店舗	
店 舗 名	
所 在 地	
販 売 責 任 者	
理 由	

様式第6号（第7条関係）

指定番号	
------	--

年 月 日

田原市長 殿

申請者
住 所
事業所名
代表者名

田原市指定ごみ袋取扱店変更届

田原市指定ごみ袋取扱店申請書の記載事項を次のとおり変更したいので、田原市指定ごみ袋取扱店に関する要綱第7条の規定により次のとおり届け出ます。

項 目	変 更 前	変 更 後
店 舗 名		
業 種		
所 在 地		
代 表 者 名		
電 話		
F A X		
メ ー ル		
販 売 責 任 者		

様式第7号（第14条関係）

年 月 日

様

田原市長

印

田原市指定ごみ袋取扱店停止通知書

田原市指定ごみ袋取扱店に関する要綱第14条第1項の規定により次の店舗について指定ごみ袋の発注を停止したので、同条第2項の規定により通知します。

指 定 番 号	
店 舗 名	
所 在 地	
販 売 責 任 者	
停 止 年 月 日	年 月 日
停 止 理 由	1 理由 2 停止期間
そ の 他	

様式第8号（第15条関係）

年 月 日

田原市長 殿

申請者
住 所
事業所名
代表者名

田原市指定ごみ袋取扱店廃止届

田原市指定ごみ袋取扱店を廃止したいので、田原市指定ごみ袋取扱店に関する要綱第15条の規定により次のとおり届け出ます。

指 定 番 号	
店 舗 名	
所 在 地	
販 売 責 任 者	

様式第9号（第16条関係）

年 月 日

様

田原市長

印

田原市指定ごみ袋取扱店指定取消通知書

年 月 日付け 第 号で決定した田原市指定ごみ袋取扱店の指定については、次のとおり取り消したので通知します。

指 定 番 号	
店 舗 名	
所 在 地	
代 表 者 名	
取 消 理 由	
備 考	